

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第25号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
非常勤職員の区分	報酬の額	非常勤職員の区分	報酬の額
(1)～(11) 略	略	(1)～(11) 略	略
(12) 投票管理者 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>14,500円</u>	(12) 投票管理者 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>12,800円</u>
(13) 期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>	(13) 期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,300円</u>
(14) 開票管理者	日額 <u>12,200円</u>	(14) 開票管理者	日額 <u>10,800円</u>
(15) 選挙長	日額 <u>12,200円</u>	(15) 選挙長	日額 <u>10,800円</u>
(16) 選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>	(16) 選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>
(17) 投票立会人 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>12,400円</u> （立会時間が7時間以下の場合にあつては、日額 <u>6,200円</u> ）	(17) 投票立会人 (次号に掲げる者を除く。)	日額 <u>10,900円</u> （立会時間が7時間以下の場合にあつては、日額 <u>5,450円</u> ）
(18) 期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900円</u> （立会時間が6時間以下の場合にあつては、日	(18) 期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> （立会時間が6時間以下の場合にあつては、日

	額5,450円)		額4,800円)
(19) 開票立会人	日額10,100円	(19) 開票立会人	日額8,900円
(20)～(31) 略	略	(20)～(31) 略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。